

○議長（茅沼隆文）

日程第6 議案第46号 開成町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を制定することについて、を議題といたします。提案理由を町長に求めます。

町長。

○町長（府川裕一）

提案理由、所得税法等の一部を改正する法律（平成28年法律第15号）及び外国人等の国際運輸業に係る所得に対する相互主義による所得税等の非課税に関する法律施行令等の一部を改正する政令（平成28年政令第226号）の施行に伴い、所要の改正をしたいので、開成町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定を提案をいたします。よろしくお願ひします。

○議長（茅沼隆文）

細部説明を担当課長に求めます。

保険健康課長。

○保険健康課長（亀井知之）

それでは議案を読みあげます。

議案第46号 開成町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を制定することについて。

開成町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を制定する。よって、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求める。

平成28年12月6日提出、開成町長、府川裕一。

それでは、条例改正の概要について、まず、御説明をさせていただきます。

所得税法の一部を改正する法律が、平成28年3月31日に公布されまして、同法第8条により、外国人等の国際運輸業に係る所得に対する相互主義による所得税等の非課税に関する法律、こちらの一部改正が行われました。法律名も、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律と改められました上で、平成29年1月1日から施行される予定となっております。

この内容ですけれども、現在、いわゆる租税条約を締結している国に対しては、海外株式等に係る配当利子及び配当所得等については、相互主義に基づき二重課税を排除するため、住民税の課税において、この条約適用リストに係る所得として、他の所得と区分されて取り扱われておりますけれども、国民健康保険税の課税における所得割額の算定及び軽減の判定では、総所得金額と合算して算定をしております。

しかしながら、台湾につきましては、租税条約の締結が困難な地域でありますことから、この法律に係る政令で、当該外国台湾のみとすることによって、台湾に対しても、実質租税条約を締結国の取り扱いと同様の取り扱いといたします。

これにより、台湾に対しましては、条約適用ではなくて、特例適用利子及び特例適用配当と規定いたしまして、その上で国民健康保険税の課税において、所得割の算定及び軽減判定において、総所得金額に含めるものでございます。

それでは、1ページをお開きください。

開成町条例第 1 号 開成町国民健康保険税条例の一部を改正する条例。

開成町国民健康保険税条例（昭和 31 年開成町条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

表をご覧ください。右が改正前、左が改正後でございます。附則の改正のみとなりますけれども、条例の附則に、10 項として、特例利子等においても国民健康保険税の課税の特例となるように、読み替え規定を新設いたします。

また、次の 2 ページでは、11 として、同様に特例適用配当等に係る国民健康保険税の特例となりますように、読み替え規定を新設するものでございます。これにより、台湾を実質的に租税条約国同様の扱いとするものでございます。

3 ページをご覧いただきまして、12 から 14 につきましては、10 及び 11 を新設したことによる、条ずれとなります。

附則でございます。第 1 項この条例は、平成 29 年 1 月 1 日から施行いたします。

第 2 条は、この条例の新設規定でございますが、条例施行の日以後に支払を受けるべき、特例適用利子と及び特例適用配当等について適用するものでございます。

御説明は以上です。よろしくお願ひいたします。

○議長（茅沼隆文）

説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑をどうぞ。

（「なし」という者多数）

○議長（茅沼隆文）

質疑がないようですので、続いて討論を行います。討論のある方はいらっしゃいますか。

（「なし」という者多数）

○議長（茅沼隆文）

それでは、討論がないようですので、採決を行います。

議案第 46 号 開成町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を制定することについて、原案に賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（茅沼隆文）

着席ください。起立全員によって、可決いたしました。